

## 七飯町建設工事等の入札の経緯と結果並びに予定価格の公表に関する要綱

平成11年10月1日

一部改正 令和元年10月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、七飯町が発注する建設工事等のうち建設工事及び委託業務（七飯町建設工事執行要領第2条に定めるものに限る。以下同じ。）の契約に係る入札に関する経緯と結果並びに予定価格を公表し、入札・契約制度の透明性及び競争性の一層の向上を図ることを目的とする。

### (公表の対象)

第2条 入札に関する経緯と結果並びに予定価格の公表（以下「公表」という。）は、建設工事及び委託業務で、入札に付し契約を締結するものについて行うものとする。ただし、予定価格が50万円以上130万円未満の建設工事で、随意契約に付し契約を締結するものについては、予定価格だけ公表するものとする。また、一般競争入札において、総合評価方式を併用する入札に関しては、予定価格の公表は事後公表とする。

### (公表の内容)

第3条 公表する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 入札執行年月日
- (2) 工事名又は委託業務名
- (3) 完成期限又は業務委託期間
- (4) 工事概要又は委託業務の概要
- (5) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含んだ額）及び入札書と比較する価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）
- (6) 入札の結果
  - ア 参加業者名
  - イ 入札結果
  - ウ 契約金額
  - エ その他の事項

### (公表の方法及び時期)

第4条 公表は、当該建設工事並びに委託業務の入札の執行前に七飯町契約規則（昭和58年規則第2号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づく一般競争入札の公告や規則第16条第2項に基づく指名競争入札及び第19条の随意契約の見積書徴収のための指名業者への通知の際に行うものとし、前条の第1号から第5

号までに掲げる事項を公表、閲覧するものとする。ただし、一般競争入札における、総合評価方式を併用する入札に関して第5号は事後公表とする。

2 前条第6号に掲げる事項の公表については、当該工事請負並びに委託業務の契約に係る入札の執行後、別記1, 2「入札の経緯と結果（閲覧用）」に記載し、これを町広報紙に掲載する方法及び閲覧に供する方法等で速やかに行うものとする。

（公表場所及び期間）

第5条 前条の規定に基づく閲覧による公表の場所は、公表対象の建設工事及び委託業務の担当各課とし、公表期間は、公表を行った年度の翌年度末日までとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めのない事項については、七飯町建設工事入札参加資格者指名選考委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別記1 (指名競争入札用)

入札の経緯と結果 (閲覧用)

部 課

入札執行年月日			
工 事 名			
完 成 期 限			
工 事 概 要			
予 定 価 格			円
最低制限価格			円
入札書と比較する価格 (予定価格×100/110)			円
入札書と比較する価格 (最低制限価格×100/110)			円
入 札 の 結 果			(単位:円)
参加業者名	入 札 金 額	契 約 金 額	摘 要

※ 契約金額は、入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額である。  
 注) 委託業務については「工事名」を「委託業者名」に、「完成期限」を「業務委託期間」に、「工事概要」を「委託業務の概要」にそれぞれ読み替えるものとする。

別記2（一般競争入札用）

入札の経緯と結果（閲覧用）

部 課

入札執行年月日						
工 事 名						
完 成 期 限						
工 事 概 要						
予 定 価 格						円
最低制限価格						円
入札書と比較する価格（予定価格×100／110）						円
入札書と比較する価格（最低制限価格×100／110）						円
入 札 の 結 果						（単位：円）
参加業者名	入札金額	加算点	評価値	順位	落札者	契約金額

※ 契約金額は、入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額である。  
 注) 委託業務については「工事名」を「委託業者名」に、「完成期限」を「業務委託期間」に、「工事概要」を「委託業務の概要」にそれぞれ読み替えるものとする。